

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第 1 4 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 1 9 条の 2 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、<u>法第 8 1 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)</u>の納付に要する費用の額、<u>同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)</u>の納付に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 1 4 条の 3 〔同左〕</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))並びに介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に関する事務を含む。次号において同じ。)の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、</p>

転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援

入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の4の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援

金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。) 法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。) のための収入 (法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金 (以下「療養給付費等交付金」という。) を除く。) の額の合算額
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の6.45 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 3万3,900円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)
(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。) は、5.2万円 を超えることができない。
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のと

金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。) その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。) のための収入 (法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金 (以下「療養給付費等交付金」という。) を除く。) の額の合算額

〔同左〕

第15条の4 〔同左〕

- (1) 所得割 100分の6.30 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 3万2,400円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

〔同左〕

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。) は、5.1万円 を超えることができない。

〔同左〕

第15条の12 〔同左〕

おりとする。

(1) 所得割 100分の1.98 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) [略]

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者及び退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、17万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.62 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万4,700円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第16条の5 第16条の2の賦課額は、16万円を超えることができない。

(保険料の減額)

(1) 所得割 100分の2.17 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) [略]

[同左]

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者及び退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、16万円を超えることができない。

[同左]

第16条の4 [同左]

(1) 所得割 100分の1.77 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,300円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

[同左]

第16条の5 第16条の2の賦課額は、14万円を超えることができない。

[同左]

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

- (1) 【同左】

(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 2万3,730

円

ロ [略]

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万290

円

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、26万円に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 1万6,950

円

ロ [略]

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 7,35

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 2万2,680

円

ロ [略]

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万710

円

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、24万5,000円に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 1万6,200

円

ロ [略]

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 7,65

0円

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、47万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの
- イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき6,780円

ロ〔略〕

- ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき2,940円

（保険料の減免）

第24条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

(1)〔略〕

- (2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。第4項第2号において「旧被扶養者」という。）の属する世帯の納付義務者

イ・ロ〔略〕

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1)~(3)〔略〕

- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する提出期限までに減免の申請をすることができないやむを得ない事情があると区長が認めるときは、当該期限が経過した後においても減免の申請をすることができる。

- 4 第1項の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める保険

0円

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、45万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの
- イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき6,480円

ロ〔略〕

- ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき3,060円

〔同左〕

第24条 〔同左〕

(1)〔略〕

- (2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。第3項において「旧被扶養者」という。）の属する世帯の納付義務者

イ・ロ〔略〕

- 2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1)~(3)〔略〕

- 3 第1項第1号に該当する者に係る保険料の減免は、申請の日以後の納期限に係る保険料から適用し、同項第2号に該当する者に係る保険料の減免は、旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日以後の納期限に係る保険料から適用する。

〔新設〕

料から適用する。

(1) 第1項第1号に該当する者 申請の日以後の納期限に係る保険料。ただし、前項の規定により申請をした者にあっては、当該やむを得ない事情が生じた日以後の納期限に係る保険料

(2) 第1項第2号に該当する者 旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日以後の納期限に係る保険料

5 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

付 則

第4条 削除

4 第1項の規定により、保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

付 則

(平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第4条 平成22年度から平成26年度までの各年度における第14条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。